



疾病第 754 号
令和 6 年 7 月 18 日

各医療機関 管理者 殿

茨城県保健医療部疾病対策課長
(公印省略)

感染症の診断時及び結核患者の入退院時の保健所への届出の徹底について

本県の保健医療行政の推進については、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、法で定める感染性の疾病を診断した医師は、別表の届出期限内に最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

また、法第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づき、結核患者が入院したとき又は入院している結核患者が退院したときは、病院の管理者は、7 日以内に当該結核患者の氏名等を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、これらの届出が遅延する事例が見受けられます。届出の遅延は、保健所における疫学調査等の感染拡大を防止するための初動の遅れにつながり、地域で感染症がまん延する可能性が高まるため、期限内に届出をいただくことが重要です。

つきましては、下記の点にご留意のうえ、当該届出の適切な実施について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 法第 12 条第 1 項の規定による届出は、保健所が感染拡大防止のための疫学調査や保健指導等を行う際の端緒となる情報であるため、届出期限内の届出が履行されるよう、医療機関全体で体制を整備してください。
- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の麻しん・風しん・侵襲性髄膜炎菌感染症は、「直ちに」届け出なければならないとされているため、夜間・土日祝日等における貴院の対応方法を関係者に周知してください。
- 3 特に、麻しんは、感染力が非常に強く、まん延防止策を迅速に実施する必要があるため、麻しん患者を診断した場合は、抗体検査等の結果判明を待たずに、臨床診断をした時点で直ちに保健所へ届出をするよう、貴院の関係者に周知してください。

- 4 法第 53 条の 11 第 1 項の規定による結核患者の入退院時の届出は、保健所において結核患者の状況を把握し、当該結核患者の管理を迅速かつ的確に行うとともに、家庭訪問指導等を行うために必要な情報です。病院管理者の届出の要否は下表のとおりです。

表 結核患者の入院又は退院時の 7 日以内の届出の要否

○：届出必要 ×：届出不要

	入院届	退院届
結核で入院。現在治療中	○	○
結核で入院。服薬終了後に退院	○	×
他疾患で入院中に結核と診断。結核治療中に退院	×	○
他疾患で入院中に結核と診断。結核の治療終了後に退院	×	×
結核治療中に他疾患で入院。結核の治療中に退院	○	○
結核治療中に他疾患で入院。結核の治療終了後に退院	○	×
結核の治療後（管理検診中）の他疾患での入院・退院	×	×

参考

- 法第 12 条第 1 項に基づく届出の様式・基準（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou1/01.html



- 法第 53 条の 11 第 1 項に基づく結核患者の入退院届出の様式（県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/kekaku/index.html>



- 茨城県の感染症発生状況（週報）（県衛生研究所ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/weekly/index.html>



- 本通知のお問い合わせ先

茨城県保健医療部疾病対策課感染症対策室

電話番号：029-301-3233

Eメール：yobo5@pref.ibaraki.lg.jp

感染症法で全ての医師に保健所への届出義務がある感染症一覧

令和6年7月18日付け茨城県疾病第754号通知 別表

全ての医療機関の全ての医師は、表の感染症について、以下の場合に感染症法の届出義務があります。

- ①患者確定:臨床症状や検査結果から感染症の患者を診断したとき
(死体を検案し感染症により死亡したと判断したとき、感染症により死亡したと疑うときを含む)
- ②疑似症:臨床症状から感染症の疑似症患者と診断したとき
- ③無症状病原体保有者:症状を呈していないが、検査で病原体の保有している者を診断したとき

「直ちに」届出が必要な感染症については、医師からの届出により、保健所から患者さんに連絡をし、感染拡大防止のための疫学調査や保健指導を行います。

土日祝日、年末年始等に「直ちに」届出するときは、管轄の保健所の緊急連絡先へご連絡ください。

水戸市保健所	080-9213-7534	中央保健所	090-5574-4448
ひたちなか保健所	090-5576-1617	日立保健所	090-5574-7904
潮来保健所	090-5575-3813	竜ヶ崎保健所	090-5576-3054
土浦保健所	090-5578-5211	つくば保健所	090-5578-1700
筑西保健所	090-5578-3802	古河保健所	090-5577-8525

疾病名 (五十音順)	届出の要否			届出時期	法類型
	○:届出義務あり ×:届出不要				
	① 患者確定	② 疑似症	③無症状 病原体保有者		
ア アメーバ赤痢	○	×	×	7日以内	5類
E型肝炎	○	×	○	直ちに	4類
ウイルス性肝炎 ※1) E型肝炎・A型肝炎:直ちに届出	○	×	×	7日以内※1	5類
ウエストナイル熱・ウエストナイル脳炎	○	×	○	直ちに	4類
A型肝炎	○	×	○	直ちに	4類
エキノコックス症	○	×	○	直ちに	4類
エボラ出血熱	○	○	○	直ちに	1類
エムボックス	○	×	○	直ちに	4類
黄熱	○	×	○	直ちに	4類
オウム病	○	×	○	直ちに	4類
オムスク出血熱	○	×	○	直ちに	4類
カ 回帰熱	○	×	○	直ちに	4類
カルバペナム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
キャサヌル森林病	○	×	○	直ちに	4類
Q熱	○	×	○	直ちに	4類
急性灰白髄炎	○	×	○	直ちに	2類
急性弛緩性麻痺	○	×	×	7日以内	5類
急性脳炎 ※2) ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎、リフトバレー熱:直ちに届出	○	×	×	7日以内※2	5類
狂犬病	○	×	○	直ちに	4類
クリプトスポリジウム症	○	×	×	7日以内	5類
クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	直ちに	1類
クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	7日以内	5類
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
結核 ※3) 無症状病原体保有者の届出は、結核医療が必要な者に限る	○	○	○※3	直ちに	2類
後天性免疫不全症候群	○	×	○	7日以内	5類
コクシジオイデス症	○	×	○	直ちに	4類
コレラ	○	×	○	直ちに	3類
サ 細菌性赤痢	○	×	○	直ちに	3類
ジアルジア症	○	×	×	7日以内	5類
ジカウイルス感染症	○	×	○	直ちに	4類
ジフテリア	○	×	○	直ちに	2類
重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○	直ちに	2類
重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)	○	×	○	直ちに	4類
侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	直ちに	5類
侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
腎症候性出血熱	○	×	○	直ちに	4類
水痘(入院を要する患者に限る)	○	×	×	7日以内	5類
西部ウマ脳炎	○	×	○	直ちに	4類
先天性風しん症候群	○	×	×	7日以内	5類

疾病名 (五十音順)	届出の要否			届出時期	法類型	
	○：届出義務あり ×：届出不要					
	① 患者確定	② 疑似症	③無症状 病原体保有者			
タ	ダニ媒介脳炎	○	×	○	直ちに	4類
	炭疽	○	×	○	直ちに	4類
	チクングニア熱	○	×	○	直ちに	4類
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコ ロナウイルスであるものに限る)	○	○	○	直ちに	2類
	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	直ちに	3類
	腸チフス	○	×	○	直ちに	3類
	つつが虫病	○	×	○	直ちに	4類
	デング熱	○	×	○	直ちに	4類
	痘そう	○	○	○	直ちに	1類
	東部ウマ脳炎	○	×	○	直ちに	4類
	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	直ちに	2類
	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	直ちに	2類
	鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く)	○	×	○	直ちに	4類
ナ	南米出血熱	○	○	○	直ちに	1類
	ニパウイルス感染症	○	×	○	直ちに	4類
	日本紅斑熱	○	×	○	直ちに	4類
	日本脳炎	○	×	○	直ちに	4類
ハ	梅毒	○	×	○	7日以内	5類
	はしか(麻しん) ※4) 臨床診断で直ちに届出可 (検査結果を待たないでください)	○※4	×	×	直ちに	5類
	播種性クリプトコックス症	○	×	×	7日以内	5類
	破傷風	○	×	×	7日以内	5類
	パラチフス	○	×	○	直ちに	3類
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	7日以内	5類
	ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	直ちに	4類
	Bウイルス病	○	×	○	直ちに	4類
	鼻疽	○	×	○	直ちに	4類
	百日咳	○	×	×	7日以内	5類
	風しん	○	×	×	直ちに	5類
	ブルセラ症	○	×	○	直ちに	4類
	ペスト	○	○	○	直ちに	1類
	ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	直ちに	4類
	ハンドラウイルス感染症	○	×	○	直ちに	4類
	発しんチフス	○	×	○	直ちに	4類
	ボツリヌス症	○	×	○	直ちに	4類
マ	マールブルグ病	○	○	○	直ちに	1類
	麻しん(はしか) ※4) 臨床診断で直ちに届出可 (検査結果を待たないでください)	○※4	×	×	直ちに	5類
	マラリア	○	×	○	直ちに	4類
ヤ	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	7日以内	5類
	野兔病	○	×	○	直ちに	4類
ラ	ライム病	○	×	○	直ちに	4類
	ラッサ熱	○	○	○	直ちに	1類
	リッサウイルス感染症	○	×	○	直ちに	4類
	リフトバレー熱	○	×	○	直ちに	4類
	類鼻疽	○	×	○	直ちに	4類
	レジオネラ症	○	×	○	直ちに	4類
	レプトスピラ症	○	×	○	直ちに	4類
	ロッキー山紅斑熱	○	×	○	直ちに	4類

届出様式・届出基準
厚生労働省



届出様式は厚生労働省ホームページ
(左QRコード)からダウンロードできます。
お問い合わせは管轄の保健所へ

水戸市保健所 029-305-6290
ひたちなか保健所 029-265-5515
潮来保健所 0299-66-2114
土浦保健所 029-821-5342
筑西保健所 0296-24-3911

茨城県の感染症発生状況
県衛生研究所



中央保健所 029-241-0100
日立保健所 0294-22-4188
竜ヶ崎保健所 0297-62-2161
つくば保健所 029-851-9287
古河保健所 0280-32-3021

茨城県疾病対策課感染症対策室